

お問合せ内容	回答
生産者が加工品の製造を事業者へ委託し、生産者が加工品を販売する場合、届出は製造者と生産者のどちらが行いますか。	生産者が届出を行ってください。
生産者が加工品製造事業者へ原材料としていちごを提供し、加工品製造事業者が加工品を販売する場合、届出は製造者と生産者のどちらが行いますか。	加工品製造事業者が届出を行ってください。
生産者が加工品製造事業者へ原材料としていちごを提供し、加工品製造事業者が商品を製造、製造事業者及び生産者ともに商品を販売する場合、届出は製造者と生産者のどちらが行いますか。	加工品製造事業者が製造・販売する商品と同一の商品を生産者が販売する場合、生産者の届出は不要とします。
加工品の販売にあたり、チラシ、POP、Webサイト等に商標名を表示する場合、届出の対象になりますか。	チラシ等の販促物に商標を使用する場合は、管理要領で規定する使用商品に該当しないため、届出の必要はありません。パッケージ等、商品自体に商標を使用する場合は届出の対象になります。
すでに「あまりん」等の加工品を販売している場合、いつ届出をすればよいですか。登録完了後の通知が届くまで販売を停止しなければならないでしょうか。	すでに販売されている加工品も3/1以降販売される場合には届出を行ってください。また、販売を停止する必要はありません。
商標名「あまりん」等の後に®マークをつけないといけませんか。	®マークは望ましい表示としていますが、必ず使用しなければいけない、というわけではありません。
商品のパッケージ等で、商標名の「あまりん」と商品名を連続して使用する場合、商標名と商品名の間にスペースを空ける必要がありますか。	スペースを空けることで、連続して使用した際に誤読されたり、商標名がわかりにくくなることを避けることができるため、スペースは空けてください。
もしスペースを空ける必要がある場合、®を使用すれば商標名と商品名を続けて表示することは可能ですか。	®マークの後に連続して利用する場合には、スペースを空けずに記載いただいて構いません。商標名の前に使用する場合は、スペースを空けてください。
既に作成済のパッケージ等がある場合、在庫がなくなるまで使用することは可能ですか。	在庫がなくなったタイミングや、デザインを新たにする際に変更いただければ問題ありません。